

富議第 1090 号
令和5年11月24日

富士見市長 星 野 光 弘 様

富士見市議会議長 田 中 栄 志

新庁舎における導入機能別の整備方針（案）に対する意見について（通知）

標記の件について、庁舎整備に関する特別委員会で審議した結果を踏まえ、本市議会の意見として別紙のとおり通知しますので、今後の庁舎整備に関する基本計画の策定に当たり御一考いただきますようお願いいたします。

導入機能別の整備方針(案)に対する意見

令和5年11月16日

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|------|--|
| 1 | 意見種別 | 追加 ・ 修正 ・ 削除 ・ その他 |
| | 該当箇所 | 5 ページ 三つ目の■の3行目 |
| | 意見 | 「そのため、」を「例えば、」とする。 |
| | 理由 | 限定せず、一例として他のものも含めた表現が望ましいため。 |
| 2 | 意見種別 | 追加 ・ 修正 ・ 削除 ・ その他 |
| | 該当箇所 | 27 ページ (7) シンボル機能 ①憩いの場 一つ目の■ |
| | 意見 | 「また、上層階に眺望できる回廊などを検討します。」を追加する。 |
| | 理由 | 富士山や田園風景などが見えることにより、市役所の魅力を増やすため |
| 3 | 意見種別 | 追加 ・ 修正 ・ 削除 ・ その他 |
| | 該当箇所 | 29 ページ (8) その他機能 ①ユニバーサルデザイン 2) 安心・快適なトイレ・子育て支援機能 一つ目の■ |
| | 意見 | 「また、介助が必要な方のためにバリアフリートイレに介護用ベッドの設置を検討します。」を追加する。 |
| | 理由 | 高齢者や障がい者などに配慮が必要であり、市民からのニーズが高いため。 |